

## 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づき開示事項)

2025 年 4 月 30 日

株式会社メドレー

アクシスルートホールディングス株式会社

2025 年 4 月 30 日

## 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項)

東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 13F  
株式会社メドレー  
代表取締役社長 瀧口 浩平

東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号  
アクシスルートホールディングス株式会社  
代表取締役 瀧口 浩平

株式会社メドレー（以下「甲」といいます。）及びアクシスルートホールディングス株式会社（以下「乙」といいます。）は、2025 年 1 月 23 日付で株式交換契約書を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を 2025 年 4 月 30 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2025 年 4 月 30 日

### 2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

#### (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

#### (2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

##### i 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

乙は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 4 月 5 日付で、乙の株主に対し、株式交換をする旨並びに甲の商号及び住所に係る通知を行いました。所定の期間内に、同条第 1 項に従って、乙に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

##### ii 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

##### iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条の 2 第 1 項但書に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本株式交換は、会社法第 797 条第 1 項但書に規定する場合（簡易株式交換）に該当することから、甲に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

1 株

5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本株式交換に係る株式交換契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。

(2) 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本株式交換に係る株式交換契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した甲の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。

(3) 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時点における乙の株主（但し、甲を除きます。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の総数に 158,718 を乗じた数の甲の普通株式を割当交付いたしました。なお、甲が割当交付した普通株式の数の合計は 158,718 株です。

本株式交換により増加した甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- ① 資本金 金 0 円
- ② 資本準備金 会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額
- ③ 利益準備金 金 0 円

以 上